

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第九十条の六の規定に基づき、
農林水産大臣が別に定めて告示するあざらし等を定める件

昭和55年9月16日
農林水産省告示第1324号

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第九十条の六の規定に基づき、農林水産大臣が別に定めて告示するあざらし及びおつとせいを次のように定める。

漁業の許可及び取締り等に関する省令第九十条の農林水産大臣が別に定めて告示するあざらし及びおつとせいは、次のとおりとする。

みなみぞうあざらし、ひょうあざらし、ウエッデルあざらし、かにくいあざらし、ロスあざらし及びみなみおつとせい属に属する動物

附 則 （令和二年十一月一六日農林水産省告示第二二二六号） 抄

- 1 この告示は、漁業法等の一部を改正する等の法律(平成三十年法律第九十五号)の施行の日(令和二年十二月一日)から施行する。